

# 夫婦同姓の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて 民法における差別的規定の改正を求める会長声明

2016年（平成28年）2月29日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

## <意見の趣旨>

当会は、政府及び国会に対し、民法第750条及び同第733条を速やかに改正することを、改めて強く求める。

## <意見の理由>

1 平成27年12月16日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、夫婦同姓を強制する民法第750条について、憲法第13条、同第14条1項、同第24条に違反するものではないとし、本規定を改廃しない立法措置をとらない立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないと判示した。

しかし同時に、いわゆる選択的夫婦別氏制などの制度に合理性がないと断じるものではないことを明示したうえ、「この種の制度の在り方は、国会で論じられ、判断されるべき事柄に他ならないというべきである」として、本規定の改廃についての議論を国会の議論に委ねている。

当会は、本規定により、実際にはほとんどの女性が婚姻に際して改姓を余儀なくされており、そのために職業上、社会生活上様々な不利益、不都合を蒙り、自身が生来培ってきたアイデンティティの喪失につながるケースも生じていることを指摘し、本規定が真の両性の平等や男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、政府・国会に対し、最高裁判決による司法判断を待たずに早急に改正することを強く求めてきた（平成27年10月28日付会長声明）。

そして上記大法廷15名のうち5名の裁判官は、本規定が憲法第24条にいう個人の尊厳と両性の本質的平等に違反するとの意見を述べている。うち岡部喜代子裁判官の意見（櫻井瀧子裁判官及び鬼丸かおる裁判官が同調）は、個人識別機能に対する支障や自己喪失感などの負担がほぼ妻に生じていることを指摘し、その要因として、女性の社会的経済的な立場の弱さや家庭生活における立場の弱さ、事実上の圧力など様々なものがあることに触れている点、また、通称使用が可能であるとはいえ、夫婦同氏制によって婚姻をためらう事態まで生じさせている現在、夫婦別姓を全く認めないことに合理性が認められないと指摘している点は、当会のこれまでの見解とも沿うものであり、説得的である。

3名の女性裁判官全員が述べたこの意見は、まさに女性としての実体験を踏まえたものであり、この意見の背後にある女性の差別的状況についての共感と想像力をもって、本規定の改正にあたって考慮されるべきである。

また木内道祥裁判官は、「重要なのは、夫婦が同氏であることの合理性ではなく、夫婦同氏に例外を許さないことの合理性である」とし、夫婦同氏の効用という点や未成熟子の育成という点を考慮しても、例外を許さないことに合理性があるということとはできないと指摘している点は、社会の中の少数者の人権を守るという司法本来の役割に沿うものであり、今や国会に対しても求められる姿勢である。

さらに山浦善樹裁判官の反対意見は、本規定が憲法に反するだけでなく、社会構造の変化や、国内外の動き、特に女性差別撤廃委員会からは、平成15年以降、繰り返し本規定を含む差別的規定の廃止が要請されていることを踏まえ、現時点で立法の不作为は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける、というものであり、この指摘は、国会がこのまま本規定の改廃を放置した場合、その違法性はさらに高まることを意味する。

2 また、同日、同法廷は、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条について、本規定のうち100日超過部分のみが憲法第14条1項、同第24条2項に違反すると判示した。

しかし当会は、本規定についても、今日の科学技術の発達により、親子関係の確定は比較的容易かつ迅速に可能となっており、父性推定の重複回避の目的を達成するための手段として、前婚を解消した全ての女性に対して一律に再婚禁止期間を設ける本規定自体の必要性は失われていると考えている（前記会長声明）。

3 以上より、民法第750条及び同法第733条については、前記各最高裁判決を受けて、これら規定を速やかに改正すべきことがこれまでよりさらに明確になったと言うべきである。よって、当会は、政府及び国会に対し、民法第750条及び同第733条を速やかに改正することを改めて強く求めるものである。

以上